

## 主要国の競争法違反に対する調査手続の状況

### イギリス

- ・公正取引庁による事業者に対する行政調査に際しては、関連する自然人には、すべての特権（privilege）が適用される。これは、ヨーロッパ人権規約が適用される結果である。
- ・例えば、カルテルを行ったか否かを事業者に質問した際に、（事業者の）関係者は答えないことができ（黙秘権）、これに対して回答を強制することはできない（自己負罪拒否特権）。
- ・関係者の権利については、EU 法の下でも基本的に同様の状況にあるが、異なるのは、社内弁護士（in-house lawyer）との交換文書の取扱いである。EU の法体制の下では、in-house lawyer との交換文書は秘匿特権付情報（privileged communications）とはされないが、イギリスでは、このような情報（社内弁護士との交換文書）も秘匿特権付情報とされて保護される点で異なっている。

### フランス

- ・競争評議会、経済・財政・産業省による調査、審査手続は、刑罰賦課のための手続ではないが、刑事手続に認められた諸権利が、ほぼ遵守されている（ヨーロッパ人権規約の趣旨の尊重）。

公平の原則：審査過程において、評議会委員と報告官との間に指揮命令関係はない。また、聴聞手続においては、原則として対審構造が採られ、聴聞の実施、証人や鑑定人への尋問、その他の防御手段の平等化が採られている。

ただし、刑事訴訟手続とは異なり、競争評議会における審理は非公開であり、また、書面審理が中心となる。

弁護士秘匿特権：根拠規定はないが、刑事に関する判例に従い、out-house lawyer との関係では認められているが、in-house lawyer との関係では認められていない。

自己負罪拒否特権：法人たる事業者との関係でも認められている。ただし、法人自身に自己負罪拒否特権が認められるのか、その代表者ないし従業員（自然人）にのみ認められているのかは、不明確。

記録の閲覧権：事業者は、報告官が作成した報告書、その他関連する記録一式を、競争評議会を訪問して閲覧することが

でき、また、そのコピーを請求することができる。

公平原則を踏まえた審理：(書面による)当事者の反論の機会の保障

行政官による審査の公平性：問題とされていない。行政官が手続を主宰しても、手続保障は司法裁判所類似に整備されており、また上訴も通常裁判所に提起可能であることから、実質的な手続的保障はなされている、との理解であろう。

## ドイツ

カルテル当局が行政処分を行うにあたっては、対象者に対して告知・聴聞の機会が保障されるとともに(56条1項)、カルテル当局は、申立て又は職権により、公開かつ口頭での審理を行うことができるとされている(同3項)。この審理形態は、裁判に類似した手続であるとの指摘があった。

## EU

- ・ 欧州委の審査対象事業者には聴聞の機会を付与する必要がある 理事会規則(1/2003号)第27条で明文化。
- ・ 聴聞手続は、(1)異議告知書の関係事業者に対する送付、(2)異議告知書に対する事業者からの(書面による)反論、聴聞会の開催、利害関係を有する第三者の聴聞会への参加、をいう流れをたどる。
- ・ (1) 異議告知書の関係事業者に対する送付  
欧州委員会は、異議告知書と共に、違反行為認定に用いた全資料を事業者に送付する(秘密情報は除く)。ただし、実務上の慣行としてである。
- ・ (3) 聴聞会の開催、利害関係を有する第三者の聴聞会への参加  
口頭による聴聞会(oral hearing)の開催  
聴聞は、ヒアリング・オフィサー(その意義は後出)が行い、競争総局審査官、事業者、加盟国競争当局の代表者、その他利害関係を有する第三者が主要な参加者となる。聴聞は、非公開だが、発言内容は録音され、その後、秘密情報を除き、関係者にとって利用可能とされる。

ヒアリング・オフィサーが報告書（事業者の聴聞を受ける権利が十分尊重されていたかどうかの報告書）を作成し、競争担当委員に提出。

最終報告書は、競争担当委員を経て、欧州委員会に提出される決定案に添付され、また、欧州委員会のオフィシャル・ジャーナルに掲載される（秘密情報は除く）。

口頭による聴聞会は、裁判の性格を有さず（従って、非公開が許される）事業者の聴聞を受ける権利を尊重するための手続である。

・ヒアリング・オフィサーの制度、その資格、権能

1982年に導入（欧州委が競争法の執行手続において、検察官と裁判官の役割を兼務していた公平原則に反するとの批判を踏まえ、手続の透明性確保のために導入。1994年からは、欧州委の行政手続全般に関与する役割を与えられている。）

法曹資格は不要。ただし、競争法分野における知識と経験を有する必要あり（そのこともあってか、ヒアリング・オフィサー制度の公平性に関する批判は聞かない）。

任期の定めはないが、任務終了は欧州委の決定を経なければならず、実質的に、身分保障が手厚い。

## アメリカ

修正第5条の自己負罪特権は、自然人が自分の負罪について供述を拒否する特権。団体の負罪について供述を拒否する特権ではない。

行政調査(administrative searches)の過程で、自己負罪特権、弁護士同席や調書の開示等の憲法上の権利があるとは考えられていない。それでも、実際には弁護士同席は認める。倫理上の要請のほか、そのほうが話が早い。

専門調査員の海外調査報告（第13回会合資料1～3を基に作成）